



第5章

地域福祉活動計画の推進体制

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

全社協地域福祉推進委員会でとりまとめた市区町村社協経営指針を踏まえ、地域福祉活動計画の推進体制を以下のとおり、整備していきます。

1 事業計画の策定

第4章に掲げているすべての事業について、計画を推進していく過程において事業計画を作成し、計画推進の具体的な目標を掲げるとともに、計画を評価し、計画策定期間内に実施と、さらなる充実ができるようにしていきます。

2 「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」の設置

地域福祉活動計画の進行管理は、福生市社協に「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」を設置し、各年度の進捗状況などを評価します。また、社会状況の変化により、必要に応じて見直し、調整を行います。

3 地域福祉活動計画の評価・見直し

地域福祉活動計画の評価・見直しについては、2のとおり「地域福祉活動計画推進・評価委員会（仮称）」で実施し、前年度の状況を踏まえて、各年度の事業計画に反映させていきます。その評価結果は、ホームページ等で公表します。

4 福生市社会福祉協議会の充実強化

地域福祉活動計画を推進していくためには、地域福祉推進の中核的役割を担う福生市社協の充実強化が必要です。

そのため、今後のあるべき「福生市社協の姿」と社協経営の視点から、組織、財源、事務局体制などについて検討を進めます。

また、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）、②福生市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進を掲げます。

特に、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）については、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものです。

項目	ポイント
①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築 (包括的な支援体制づくり)	○地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりが求められている。そのために専門職による多職種連携や多機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりが必要になる。 ○このことは、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものである。
②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編	○組織が一丸となって、相乗効果によって課題解決力を高めるため、部門間の連携を強化し、信頼感の強い協働関係をつくとともに、必要に応じて組織機構の再編を行うことが求められる。
③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進	○今後の少子高齢、人口減少社会を見据え、広域の視点から地域福祉のあり方を検討・計画化し、具体的な組織基盤の整備や事業・活動の連携・協働の推進が求められる。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

PDCAサイクルのイメージ

